

宇 治 市 公 報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇 治 市
総務・市民協働部
総 務 課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
株T-Flap

目 次

告 示

- 告示第63号 放置自動車等の保管……………（建設総務課）…2
- 告示第64号 市道路線の認定……………（建設総務課）…2
- 告示第65号 市道路線の区域の決定……………（建設総務課）…2
- 告示第66号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…2

教 育 委 員 会

- 告示第6号 教育委員会の招集……………2

農 業 委 員 会

- 公告第4号 農業委員会定例総会の招集……………2

公 営 企 業

- 公告第10号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定……………3
- 公告第11号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定……………3
- 公告第12号 宇治市排水設備指定工事事業者の指定……………3

告 示

宇治市告示第63号

放置自動車等の保管について

次の放置自動車等について、宇治市放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成7年宇治市条例第30号）第12条第4項の規定により市において保管したので、同条第5項の規定により告示します。

令和7年5月2日

宇治市長 松村 淳子

車種	ヤマハ 車種不明
塗色	黒色
自動車登録番号等 （車体番号）	城陽市そ265 （SA55J-040414）
放置場所	菟道丸山205番地の3地先（菟道219号線）
保管日	令和7年4月8日
引取期限	令和7年10月8日

宇治市告示第64号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、市道路線を次のように認定します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和7年5月2日から14日間

令和7年5月2日

宇治市長 松村 淳子

路線名	起点 終点	重要な経過地
宇治402号線	宇治善法26番地の16 宇治善法26番地	
小倉町228号線	小倉町春日森50番地の10 小倉町春日森50番地の16（右）	
大久保町122号線	大久保町平盛30番地の16 大久保町平盛30番地の18	

宇治市告示第65号

市道路線の区域の決定について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のとおり決定します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和7年5月2日から14日間

令和7年5月2日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
宇治402号線	宇治善法26番地の16 宇治善法26番地	6.0 ～12.0	37.4	
小倉町228号線	小倉町春日森50番地の10 小倉町春日森50番地の16（右）	6.0 ～18.0	31.0	

大久保町122号線	大久保町平盛30番地の16 大久保町平盛30番地の18	6.0 ～18.0	29.6	
-----------	--------------------------------	--------------	------	--

宇治市告示第66号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和7年5月2日から14日間

令和7年5月2日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
宇治402号線	宇治善法26番地の16 宇治善法26番地	令和7年5月2日
小倉町228号線	小倉町春日森50番地の10 小倉町春日森50番地の16（右）	令和7年5月2日
大久保町122号線	大久保町平盛30番地の16 大久保町平盛30番地の18	令和7年5月2日

教育委員会

宇治市教育委員会告示第6号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

令和7年4月17日

宇治市教育委員会
教育長 木上 晴之

開会日時 令和7年4月18日 午後5時30分

開会場所 宇治市役所602会議室

付議事項

- 会議録署名委員の指名について
- 報告
- 専決事項の報告について
- 行政組織の変更に伴う関係規程の整備に関する規程の報告について
- 学校その他の教育機関の長に対する事務委任規程の一部を改正する規程の報告について
- 宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程の報告について

(揭示済)

農業委員会

宇治市農業委員会公告第4号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により、第23回宇治市農業委員会定例総会を、次の

とおり招集します。

令和7年4月21日

宇治市農業委員会
会長 吉田 利一

開会日時 令和7年4月30日 10時00分
開会場所 宇治市役所 8階 大会議室
付議事項 1 専決事項の報告
2 その他

(揭示済)

公 営 企 業

宇治市上下水道事業公告第10号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について
水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、令和7年4月2日付けで、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を指定したので公告します。

令和7年5月2日

宇治市長 松村 淳子
指定番号 第533号 有限会社アクトムラカミ

宇治市上下水道事業公告第11号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について
水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、令和7年4月11日付けで、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を指定したので公告します。

令和7年5月2日

宇治市長 松村 淳子
指定番号 第534号 株式会社草川水道工業所

宇治市上下水道事業公告第12号

宇治市排水設備指定工事事業者の指定について
宇治市排水設備指定工事事業者規程（平成24年宇治市水道事業管理規程第7号）第5条の規定により、宇治市排水設備指定工事事業者を次のとおり指定したので、同規程第16条第1項の規定により公告します。

令和7年5月2日

宇治市長 松村 淳子

指定番号	指定工事事業者名
第397号	株式会社草川水道工業所